

収入減少等によって住居を失っている又はそのおそれのある方へ

生活困窮者自立支援事業～住居確保給付金事業のご案内（転居費用補助）～（2025.9.4）

住居確保給付金事業（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡又は離職、休業等※¹により世帯収入が著しく減収して経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象に、家計改善の支援において転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

※¹ 離職、休業等とは離職や休業のほか事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合

住居確保給付金事業（転居費用補助）を受けるには、要件があります

申請時に次の①から⑧までのいずれにも該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失するおそれがあること
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請日の属する月において、主たる生計維持者であること（収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入要件額以下であること（収入には、給与収入や自営業収入の他、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送り等を含みます）※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（但し、交通費支給額は除く）が収入となります

世帯人数	基準額	収入要件額の計算方法
1人	84,000円	左記基準額 + 実際の家賃額 ^{※2} (上限53,700円) = 収入要件額
2人	130,000円	左記基準額 + 実際の家賃額 ^{※2} (上限64,000円) = 収入要件額
3人	172,000円	左記基準額 + 実際の家賃額 ^{※2} (上限69,800円) = 収入要件額
4人	214,000円	
5人	255,000円	

※² 家賃額とは、賃貸借契約に基づく管理費等を除いた金額

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居者の現金や預貯金等の金融資産^{※3}の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産 ^{※3} （現金・預貯金等）	50.4万円	78.0万円	100万円

※³ 金融資産とは、現金、預貯金、債券、株式、投資信託、暗号資産を指します

- ⑥家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のア又はイのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
ア：転居に伴い申請者が貸借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し家計全体の支出の削減が見込まれること
イ：転居に伴い申請者が貸借する住宅の一月当たりの家賃の額が増額するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること
- ⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象・対象外経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は、以下のとおりです。

申請者が実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給します。

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none">・転居先への家財の運搬費用・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）・ハウスクリーニングなどの原状回復費用・鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・敷金・契約時に払う家賃（前家賃）・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

★申請に必要な書類は、別紙「住居確保給付金（転居費用補助）申請に必要な書類チェック票」に記載しています★

住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

下記を上限として、転居費用分を支給します。原則、不動産仲介業者等へ直接お振込みいたします。
(※日野市内に転居する場合の支給上限額)

世帯人数	1人	2人	3人～5人
支給額	161,100円	192,000円	209,400円

住居確保給付金事業（転居費用補助）の申請から支給の流れ

① 面接相談

まずは生活について困っていることや解決したいことをお聞かせください。

② 家計改善支援

住居確保給付金（転居費用補助）の支給を申請する場合には、家計改善支援事業において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められることが要件の1つとなっているため、まずは家計改善支援の実施が必要となります。

③ 要転居証明書の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書」が交付されます。

④ 住居確保給付金（転居費用補助）の申請

申請に必要な書類と申請書を併せて、セーフティネットコールセンターへ提出いただきます。その際、申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。

⑤ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等の調整

申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

⑥ 追加書類をセーフティネットコールセンターへ提出

下記の書類を提出してください。

- ・不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」
- ・転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の額及び内訳が確認できる書類（初期費用のほかにこれらの支出が見込まれる場合）

※・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類が一式揃ってからになります。

- ・審査に必要な書類が揃ってから支給まで1カ月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、あらかじめ不動産仲介業者等と調整をお願いいたします。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、セーフティネットコールセンターに連絡してください（あらかじめ家計改善支援事業の実施が必要になります）。

⑦ セーフティネットコールセンターで審査し、決定内容について本人へ通知

支給決定がされた場合、決定通知書及び住居確保報告書を交付します。

※・転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。

- ・転居に要する費用の実際を支払った額が支給決定額を下回った場合には、差額分を返還していただきます。

-----支給決定→転居後の流れ-----

⑧ 住宅入居日から7日以内に住居確保報告書及び必要書類をセーフティネットコールセンターへ提出

下記の書類を提出してください。

- ①住居確保報告書
- ②賃貸借契約書の写し
- ③新住所における住民票の写し
- ④転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）について、実際に支払った額を確認できる書類（初期費用のほかにこれらの見積書を提出している場合）

※・支給対象外の経費は申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があります。

- ・実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合、差額分を返還していただきます。
- ・実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加で支給できる場合がありますので、セーフティネットコールセンターへご連絡ください。なお支給額の上限を超える場合は、差額分について自己負担が発生します。

その他要件・詳細については下記までお問い合わせください。